一、会社現在十七ハナリ
争議団本部
一、材木商ヲ借受ケ居タルモ此際取ハヅシ
ヲ行ハル
一、当局ハ争議団ノ所有ニ属シ居タルモノハ
此際差押ヲ取除キ家族ノ見舞金
ヲ送ル
以上ハ九月十五日（昨）争議会社ノ調査ニヨル
参考
職工側代表ハ会社側ノ為ニ代表者
ヲ非常ニ満足セル態度ヲ取リ居
ヨルモ一般職工ニハ更ニ会社側ニ対シテ

備考
大島労働争議ノ件
一、消費組合ハ遂ニ摘発セラレ未開団ノタメ
物品販売困難ナリト
一、安本ノ所有物品ハ九月十五日ヲ限リ販売ノ所定
一、小石川職附所消費組合共働社
羅災
物品性不満足